

消食基第140号
令和8年4月7日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消費者庁次長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示(令和8年内閣府告示第33号)が本日告示され、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)の一部が改正されました。改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定に基づき、亜硫酸ナトリウム、グルコン酸亜鉛、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウムの告示第2 添加物の部F 使用基準を改正したこと。

あわせて、告示第2 添加物の部D 成分規格・保存基準各条において所要の改正を行ったこと。

第2 適用期日

告示の日から適用すること。

第3 運用上の注意

- (1) 亜硫酸ナトリウム、グルコン酸亜鉛、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウムの使用に当たっては、適切な製

造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

- (2) 亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウムの使用基準にいうぶどう酒とは、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 3 条第 13 号に規定する果実酒又は同条第 14 号に規定する甘味果実酒に該当し、ぶどうを主原料とするものであること。